公社営林地等の立木購入心得書

- 1 購入申込者は、立木販売(随時販売)のご案内、及び本心得書を熟読のうえ申込し てください。
- 2 購入申込者は、「立木購入申込書」を公社にご持参くださるか、電子メールまたは 郵送により提出(必着)してください(FAX不可)。いずれも公社に到着日時を受 付とします。 (最終受付:令和7年2月28日17時15分)
- 3 ご持参及び郵送による申込の場合は、封筒の表に「物件番号」と「申込書在中」と 明記のうえ、原本を提出してください。
- 4 立木購入申込書には、申込者の住所、氏名(法人にあっては名称及び代表者名) を記入のうえ、必ず押印し、購入金額の頭には、¥を付けて、算用数字を用いて 消費税(10%)込の金額を記入してください。
- 5 提出済みの申込書は、その理由いかんにかかわらず書換え、引き換え又は撤回 することができません。
- 6 次の各号の一に該当する立木購入申込は無効とします。
 - (1) 申込に際し、不正の行為があったとき。
 - (2) 申込者の氏名(法人にあっては代表者の氏名)その他重要な文字及び証印が 誤脱し、又は不明なとき。
 - (3) 申込書の金額を訂正しているとき。
 - (4) 本心得書事項に違反したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、申込の条件に違反したとき。
- 7 公社の指定した職員を立ち会わせて封筒または電子メールを開封します。
- 8 開封の結果、公社の販売予定価格以上の価格を提示した者に販売いたします。 なお、同日付け(受付日の17時15分まで)で複数の申込があった場合は、販売予 定価格以上で最高のものをもって申込した者を落札者とします。

ただし、同日付(受付日の17時15分まで)で複数の同金額での申込があった場合 別途、日時を設定し競争入札とします。

- 9 申込者が、申込受付日から換算して10日以内に売買契約を締結しない場合は、 その申込は無効となります。
- 10 申込者は、売買契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上 (円未満切上げ)の金額を納めなければなりません。ただし、契約締結と同時 に売買代金の全額を支払う場合は、契約保証金を免除するものとします。

なお、契約保証金及び売買代金の納付は、「高知県森林整備公社」名義の口座 (四国銀行県庁支店 普通預金 No. 5108715) への銀行振込とします。

この契約保証金には、利子を付さないものとします。

11 契約保証金は、申込者が売買代金を納入期限(落札日から40日以内)までに完納 しないとき、又は契約の条項に定める義務を履行しないときは、公社に帰属する こととなります。